

羽咋郡市広域圏事務組合病院事業企業職員奨学金返還支援金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、羽咋郡市広域圏事務組合 公立羽咋病院(以下「病院」という。)において業務に従事する職員に対し、当該職員が奨学金の返還に要する費用を支援するための資金(以下「支援金」という。)を貸与することにより、病院職員の継続的かつ安定的な確保を図ることを目的とする。

(貸与対象奨学金)

第2条 支援金の貸与の対象となる奨学金(以下「貸与対象奨学金」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- (2) 地方公共団体の奨学金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、羽咋郡市広域圏事務組合病院事業管理者(以下「管理者」という。)が認める奨学金

(貸与の対象者)

第3条 支援金の貸与の対象となる者は、羽咋郡市広域圏事務組合企業職員として採用され、病院に勤務する者であって、支援金の貸与申請時において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 常時勤務を要し、雇用期間が1年を超える者(医師を除く。)
- (2) 病院に勤務する期間が2月を超えない者
- (3) 貸与対象奨学金の返還の債務がある者
- (4) 貸与対象奨学金の返還を滞納していない者

(支援金の貸与の額、期間及び方法)

第4条 支援金の貸与額、期間及び方法は、別に規程で定める額とする。

(利息)

第5条 支援金には、利息を付さない。

(貸与の申請及び決定)

第6条 支援金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人1人を立て、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、その旨を本人に通知しなければならない。

(貸与の決定の取消し等)

第7条 管理者は、貸与を受けている者(以下「借受者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による支援金の貸与の決定を取り消すものとする。この場合において、管理者は、当該事由が生じた日の属する月の翌月の分から貸与を行わないものとする。

- (1) 休職、停職又は免職の処分を受けたとき。
- (2) 自己の都合により、長期にわたり業務を行うことができないとき。
- (3) 退職したとき。

- (4) 死亡したとき。
- (5) 虚偽その他不正の手段により支援金の貸与を受けたとき。
- (6) 貸与対象奨学金の返還を滞納したとき。
- (7) 支援金の貸与を辞退したとき。
- (8) その他返済支援金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(支援金の返還)

第8条 借受者は、貸与対象期間が満了したとき、又は前条の規定により支援金の貸与の決定が取り消されたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間(次条の規定により返還が猶予されたときは、当該猶予期間を合算した期間とする。)以内に月賦又は半年賦の均等払方式により借り受けた支援金を返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(返還の猶予)

第9条 管理者は、借受者が災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったときは、事由が継続する期間において、支援金の返還を猶予することができる。

(債務の免除)

第10条 管理者は、借受者(第7条第5号又は第6号の規定により支援金の貸与の決定が取り消された者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の返還の債務の全部を免除するものとする。

- (1) 病院において業務に従事した期間が10年以上のとき。
 - (2) 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の障害により病院の職員でなくなったとき。
- 2 管理者は、支援金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 死亡したとき。
 - (2) 心身の障害その他の理由により修学資金の返還が困難となったとき。

(延滞利息)

第11条 借受者は、支援金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき支援金の額に5パーセントの割合をもって計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が100円未満の場合はこの限りでない。

2 借受者が支援金を返還すべき日までに返還しなかったことについて、やむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利息を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規定で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。